

令和三年四月一日付け広島県報（定期）第二十六号に登載の広島県訓令第六号（広島県決裁規程の一部を改正する訓令）の一部を次のように訂正する。

総務局行政経営管理課長

ページ	二
段	上
行	別表第二 （第八条 関係）の 局長専決 事項の前 から一七
誤	十五 予定価格二千万円以上の物品及び占有動産の管理及び占有動産の管理及び出納通知（収支の原因となる行為について決裁を経たものの物品の修繕の契約に関する事務を除く。）
正	十五 予定価格二千万円以上の物品及び占有動産の管理及び占有動産の管理及び出納通知（収支の原因となる行為について決裁を経たものの物品の修繕の契約に関する事務を除く。）